

令和8年度

協働のまちづくり交付金事業を募集します！

東春近地域協議会

◆募集期限◆

令和8年4月28日（火）午後5時まで

（東春近支所必着）

協働のまちづくり交付金事業は、地域の皆さん自らが地域の課題解決や地域振興のために行う実践的な活動を支援する制度です。

東春近地域協議会では、令和8年度の東春近地域協議会枠の事業を募集します。

皆さんのアイデアや工夫で東春近地域が活性化し、今以上に「住みよい地区」になるよう、地域づくり活動に取り組んでみませんか。

◆交付金事業の概要◆

対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・東春近地区の自治組織（区など） ・主に東春近地区住民を対象とした地域づくり団体・グループ等 	
	対象になる事業	対象にならない事業
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の活性化につながる特色のある事業 ○安心・安全な地域づくりのための事業 ○子育て支援や高齢者の生活支援を充実させるための事業 ○空き家等を活用した地域活性化事業 ○環境の保全、景観形成のための事業 ○伝統文化を守り、振興するための事業など 	<ul style="list-style-type: none"> ●政治、宗教、営利を目的とする事業 ●毎年開催している地域のイベント等 ●ほとんどを業者等に委託で行う事業 ●備品の購入等、設備充実が目的の事業 ●発展性や継続性のない単発イベントを目的とする事業 ●同一事業で、連続3年利用した事業 ※ただし、2年目、3年目においても、毎年のブラッシュアップが必要です
	対象になる経費	対象にならない経費
	<ul style="list-style-type: none"> ○勉強会等を行う時の外部講師への謝金 ○活動を周知するためのチラシや資料の作成費用 ○環境整備作業に必要な備品 ○空き家、空き店舗の賃借料 ○事業を行うために必要となる機械や重機の借り上げ料など 	<ul style="list-style-type: none"> ●団体や施設の運営費や人件費 ●飲食費 ●イベント参加賞や商品などの経費 ●公民館のエアコン設置やコピー機の購入 ●移住者等への入区費の補助 ●交付金の積立など

対象経費	事業の実施に要する経費から特定財源、対象外経費を控除した額	
	特定財源とは	対象外経費とは
	他の団体等から受ける補助金・支援金、事業に係る収入など	運営費および人件費、慰労会等の飲食費、汎用性の高い備品購入費など
補助率	事業の充当率は10分の10以内（千円未満は切り捨て）	
事業選考	<ul style="list-style-type: none"> ・東春近地域協議会で審査（実施団体からヒアリング）を行います。 ・採択事業には、予算の範囲内で交付金を配分されます。 	
事業期間	交付決定の日（令和8年5月末）から令和9年3月31日まで	

◆申込方法◆

伊那市協働のまちづくり交付金様式第1号（事業計画書兼申請書）に必要な添付書類（事業内容、予算書、見積書など）を添え、締切りまでに東春近支所にご提出ください。（様式は伊那市公式ホームページからダウンロードできます。）

※ 参考 <重点支援事業>

- ・持続可能な自治会運営を行うための負担軽減や組織改革を進めるための事業
- ・自治会DX化を進めるための事業

自治会における協働のまちづくり交付金活用の一例

		事業の目的	内容	交付金額
自治会業務のデジタル化	H区	地区発信の情報などホームページを立ち上げ、地域内へ情報発信することで、地域内での情報収集がスピーディに行えるよう設備等の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン・周辺機器代金 ・ホームページ立上げ支援 	90万円
	M区	デジタル化により、自治会の運営の効率を向上させ、区民にさらに多くのサービスを提供するための基盤を築き、高齢化社会に適応させることを目指す。 ①区民の声を聞くためのアンケート実施 ②町内会情報ポータル構築 ③オンラインミーティングとコミュニケーションツールの導入 ④会員管理とイベント予約の自動化ができる仕組み構築	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン代金 ・スマホ通信費 ・wi-fi通信費、法人契約費用等 	17.5万円

※詳しいことは、お問い合わせください。

◆お問合せ、及び申請先◆

伊那市役所 地域創造課 東春近支所 担当：飯島
 〒399-4432 伊那市東春近 1826 番地
 TEL 72-3202 FAX 74-1264 E-mail: hhs@inacity.jp